

令和4年2月28日

答申令和3年度第1号（諮問甲税第237号、238号、239号、240号）

甲良町長 野瀬喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

答申

令和3年12月14日付甲税第237号、238号、239号、240号にて諮問のあった審査請求について、次の通り答申します。

### 1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町長（以下、「実施機関」という）は、諮問書甲税第237号、諮問書甲税第238号、諮問書甲税第239号、諮問書第240号の以上4件の情報公開請求に対する「情報存否応答拒否決定」の処分に関して、甲良町情報公開条例（平成15年3月26日条例第5号、改正平成29年条例第17号、以下、「条例」という）の解釈を誤っているのを取り消し、改めて本件情報公開請求公文書について、公開の可否を判断すべきである。

### 2 審査請求に至る経過

#### （1）情報の公開請求

審査請求人は、令和3年8月10日付で、条例第10条の規定により、本件対象公文書「滞納金徴収マニュアル」、「不納欠損処理マニュアル」、「滞納者によって、改ざんがあったことにより、不納欠損を行った全資料」、「差押手続の費用は、いくらなのか？費用倒れになることにより不納欠損した全資料」の4件の公開請求を行った。

#### （2）実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、令和3年8月20日付で上記4件いずれについても、「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、町が行う争訟、その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業または将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると判断されるため」という理由で、情報存否応答拒否の決定を行い、審査請求人に通知した。

#### （3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月16日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び理由

（1）審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の公開を求めるというものである。

## (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、以下のとおりである。応答拒否の理由として実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、町が争う争訟、その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業または将来の同種の事務事業の公平または円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあると判断している。しかし、公開請求の公文書がこの理由に該当するとは言えない。また、応答拒否は、滞納整理の方針を実施機関が持たないという疑いが生じることとなる。もし、不能欠損処理に係る本件公開請求公文書が過去の横領事件と関係があるのであれば、損害額の上乗せが必要になるのであり、横領事件に関係がないのであれば、なおのこと情報を公開すべきである。

## 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

本件対象公文書は現在実施機関が争う訴訟に関わる情報であり、その内容を公表することになれば、実施機関は訴訟において著しい支障が生じる恐れがあり、非公開とすべき情報であると判断した。また、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるので、存否応答拒否の決定を行った。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例は、その第1条に「町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、町の保有する公文書の公開について必要な事項を定めることにより、町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層推進し、もって町民と町との協働による町政の進展に寄与することを目的とする」と規定している。また、条例第2条第1項第2号は、「町の保有する公文書は公開することを原則とし、非公開とすることができる公文書は必要最小限にとどめること」と規定し、公開を原則とする旨を明示している。これを受けて、条例第6条第2項において、原則公開の例外として限定列挙した非公開の場合を定めている。また、条例第9条においては、存否応答拒否に関して、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下のように判断する。

### (2) 条例の適用条項およびその解釈について

①実施機関は、本件決定において適用した条例の条文を明示していないが、存否応答拒否の決定から判断して、条例第9条を適用していると見なすことができる。同条は、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公開請求を拒否することができる」と定めている。同条で規定している公文書は、特定個人の疾病状況や公民権停止状況などの情報、治安情報、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関わる情報など、その存在の有無を回答するだけで、個人のプライバシー等の人権や企業活動の保護利益、あるいは犯罪予防などの法益を侵害す

るおそれがあるものを対象としている。しかるに、本件公開請求の対象公文書である「滞納金徴収マニュアル」「不納欠損処理マニュアル」「滞納者によって改ざんがあったことにより、不納欠損を行った全資料」「差押手続の費用および費用倒れになることにより欠損処理した全資料」は上述のような情報ではないのであり、存否を回答するだけで、非公開情報を公開することになるという条例第9条に該当しないことは明白である。すなわち、実施機関は条例の解釈および適用を誤っている。

②実施機関は、存否応答拒否決定において、上述のように適用条文を明示していないが、その理由において、「町が行う争訟、その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業または将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある」と記している。この理由の文言は、条例第6条第2項第7号の条文の一部である。そもそも、本条文は、存否応答拒否ではなく、公文書の存在を認めたとえでの非公開決定を行う場合の根拠条文である。したがって、本件決定における理由として記述されている内容は、実施機関が行った存否応答拒否決定の理由として成立しえないものであり、実施機関は条例の解釈および適用において重大な誤りを犯している。

### (3) 結論

以上の理由から、実施機関は本件公開請求に関する決定において、条例の解釈および適用において重大な誤りを犯していることから、情報存否応答拒否の4件の本件処分を取り消し、改めて本件情報公開請求公文書について、公開の可否を判断すべきである。

## 6 審査会の経過

本審査会の審議経過は、以下のとおりである。

令和3年 12月14日 諮問を受ける（甲税第237号、第238号、第239号、第240号）

令和4年 2月 1日 実施機関から事情聴取および審議

令和4年 2月 28日 答申

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

副会長 佐口裕之

委員 藤居桂三

委員 松原歌子

委員 山本貢造